

# 流域の自治体が自ら伐採を行った事例（下川町）

～伐採木をバイオマス資源として有効活用～

## （概要）

北海道が管理する下川パンケ川、桑の沢川において、河川管理者に代わり流域自治体（下川町）が河畔林の伐採を行い、伐採した木材をバイオマス資源として燃料化し、町の温泉施設の加温、暖房用として活用した。

実施河川：下川パンケ川、桑の沢川 伐採延長・面積：L=1.3km A=43,660m<sup>2</sup>

### 伐採前



### 伐採後



### 手続き

流域自治体  
（下川町）

河川法第20条承認申請、25条許可申請

河川管理者  
（北海道）

承認、許可

・河川法第20条  
河川管理者以外の者の施行する工事等  
・河川法第25条  
土石等の採取の許可

### 実施内容



・伐採・運搬 バイオマス活用は末口8cm以上



・木質原料製造施設に搬入



・伐採木は1年間堆積（自然乾燥）



・伐採木を破碎し、木くず化



・木質ボイラーで燃焼



・温泉の加温、給湯、暖房に利用